

仕様書に関する質問回答書

業務名： 生活保護標準準拠システム構築及び運用保守業務委託

質問番号	回答日	質問事項	回答
1	R8.4.8	<p>「生活保護法令」「生活保護実施要領」「国通知文書」「生活保護問答集」のデータを検索できる AI 機能を搭載した生活保護ケースワーク支援サービスを提供可能であること。</p> <p>と記載がございますが、本調達は「生活保護標準準拠システム構築及び運用保守業務委託」とあり、国の標準準拠システムにおける標準化に重きを置いた構築であると認識しております。</p> <p>この認識のもと、標準仕様書に直接的に記載のない「AI 機能を搭載した検索サービス」についても、本調達の必須要件、あるいは調達範囲内に含まれるものでしょうか。また、当該機能を有すサービスは特定のベンダーが提供する特定のサービスに限定される可能性があり、広範な競争を阻害するおそれがあると認識しており、要件削除のご検討をお願い出来ないでしょうか。</p>	<p>当該契約は住民サービスの利便性向上や行政運営の効率化などを図ることを目的としたシステム構築であり、AIを活用した法令等検索により、事務の効率化及び職員の負担軽減を図る必要があります。このため、「AI機能を搭載した検索サービス」は調達範囲内に含まれるものであり、当該契約における仕様書の変更はできません。</p>
2	R8.4.8	<p>生活保護標準準拠システムを既に他自治体で複数稼働しており、構築スケジュールに遅延なく安定稼働ができています。また、都道府県においても稼働実績が1つ以上あること。」とございます。この「都道府県での稼働実績」という要件について、</p> <p>都道府県における生活保護システムの導入事例は、市区町村に比べて絶対数が少なく、稼働実績を持つベンダーがごく一部に限られることが想定されます。</p> <p>「生活保護標準準拠システムを既に他自治体で複数稼働しており、構築スケジュールに遅延なく安定稼働ができています」という要件により、システムの品質、安定性、およびベンダーの導入能力は十分に評価可能であると考えており、「都道府県での稼働実績」の要件削除のご検討をお願い出来ないでしょうか。</p>	<p>当該契約は住民の生活に直結するものであり、品質を重要視することから、一定の稼働実績が必要と考えております。このため、仕様書の変更はできません。</p>
3	R8.4.20	<p>生活保護システム標準仕様書【第2.0版】について、以降の新しい版でのご提案でも問題ないでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>

4	R8.4.20	地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（総論）【第4.1版】について、以降の新しい版でのご提案でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
5	R8.4.20	地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（各論）【第4.1版】について、以降の新しい版でのご提案でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
6	R8.4.20	入札の金額に含む運用保守業務については、システム稼働後の令和9年3月31日までの分よろしいでしょうか。また、令和9年4月1日以降の運用保守業務は別途契約となりますでしょうか。	ご認識のとおりです。仕様書に記載のとおり、令和8年12月末までの本稼働を希望しているため、令和9年1月以降の運用保守業務に係る費用を入札金額に含めます。 また、令和9年4月1日以降の運用保守業務については別途契約予定です。